



2026年1月7日
帝都自動車交通株式会社

嘔吐など車両汚損に対する損害金の請求について

弊社では、嘔吐などの車内汚損により営業を継続ができなくなった場合、一般乗用旅客自動車運送事業運送約款(第10条)に基づき、お客様に対しその損害の賠償を求めます。

賠償につきましては清掃料金及び休車損害金として金2万円をご請求させていただきます。
ただし、車載装備等が破損した場合は、この限りではございませんので、ご承知おき頂けますようお願い申し上げます。

車内にはエチケット袋を用意しておりますので、ご気分が優れない場合は、乗務員にお申し付けください。

以上